

第 2 1 回岩手県環境審議会

日 時 平成 2 3 年 2 月 1 4 日 (月) 1 3 時 3 0 分 ~
場 所 ホテルルイズ 3 階 万葉の間

1. 開 会

○稲葉副部長兼環境生活企画室長 ただいまから第21回岩手県環境審議会を開催いたします。

ご出席いただいている委員の皆様は、委員及び特別委員総数31名のうち24名（開会后1名出席し計25名の出席）でございまして、過半数に達しておりますので、岩手県環境審議会条例第7条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告申し上げます。

なお、審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして、当審議会では会議録を公表するまでの間、会議内容を録音した音声情報をインターネットの県のホームページにて公開することとしておりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

2. あいさつ

○稲葉副部長兼環境生活企画室長 それでは初めに、松川環境生活部長よりごあいさつを申し上げます。

○松川環境生活部長 委員の皆様には、日ごろから県の環境行政の推進につきましてご支援を賜り、深く感謝を申し上げます。本日もご多忙の中、ご出席をいただきました。まことにありがとうございます。

昨年11月に答申をいただきました新しい岩手県環境基本計画についてでございますけれども、答申をもとに計画案を取りまとめ、12月県議会で議員全員の賛成により議決をいただいた後、12月に策定をさせていただきました。現在計画書の印刷を進めているところでございまして、3月には皆様のお手元に配付をさせていただきたいと考えております。

さて、本日の議題であります新しい岩手県廃棄物処理計画の基本的方向についてでございますけれども、昨年4月に本審議会に諮問をさせていただいたわけでございます。委員の皆様には、特別部会及び審議会で熱心なご審議を賜りました。深く感謝を申し上げます。本日は、特別部会での審議内容をご報告いただきました上で、新しい岩手県廃棄物処理計画の基本的方向に関する答申をちょうだいいたしたいと考えております。

また、平成20年に地球温暖化対策の推進に関する法律が改正されました。温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策として、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギー等の活動の促進に関する事項等を盛り込んだ地方公共団体実行計画の策定が義務づけられました

ことから、現行の岩手県地球温暖化対策地域推進計画、岩手県新エネルギービジョン、岩手県省エネルギービジョンを一本化した地球温暖化対策実行計画につきまして、その基本的な方向を諮問させていただき予定といたしております。新しい環境基本計画、新しい岩手県廃棄物処理計画に続いての新たな計画の検討となるわけでごさいます、委員の皆様、特に専門的にご審議いただく大気部会委員の皆様にはお手数をおかけすることになるわけでごさいますけれども、よろしくお願ひ申し上げます。

委員の皆様には、どうぞ忌憚のないご発言をちょうだいいたしたくお願ひ申し上げます、冒頭のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

3. 議 事

- (1) 新しい岩手県廃棄物処理計画の基本的方向について（答申案）
- (2) 地球温暖化対策実行計画の基本的方向について（諮問）
- (3) 部会報告
 - ア 大気部会報告について
 - イ 水質部会報告について
 - ウ 温泉部会報告について

○稲葉副部長兼環境生活企画室長 それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、審議会条例第3条第2項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は海田会長にお願ひいたします。

○海田会長 海田でございます。本日は寒い中、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。この審議会は、先ほど松川部長さんからお話がありましたように、環境基本計画を答申をしたと。それから、きょう、できれば廃棄物処理計画の基本的方向について答申をしたいというふうを考えております。あと、きょう議事が3つあります。どうかよろしくお願ひいたします。それでは、座って進めさせていただきます。

それでは、会議の次第によりまして議事を進めさせていただきますが、本日は審議会終了後、大気部会の開催も予定されておりますので、14時45分ごろの終了を予定しております。皆様方、進行にご協力をよろしくお願ひいたします。

最初に、議事の1番目です。新しい岩手県廃棄物処理計画の基本的方向について（答申案）を議題とさせていただきます。この件につきましては、9月3日の本審議会におきまして中

間案を説明いたしまして、その後パブリック・コメントを実施し、1月11日に特別部会を開催して、ここに答申案が出てきております。本日、答申案をご審議いただき、ご了承いただければ本日付で事務局へ答申書を提出したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、循環社会計画策定特別部会の中澤部会長から答申案について、これまでの審議状況等も含めましてご報告をお願いいたします。

○中澤循環社会計画策定特別部会長 それでは、中澤です。資料1―6、新しい岩手県廃棄物処理計画の基本的方向についての審議状況に基づいて説明させていただきます。

本部会は、3名の委員、佐藤委員、宮本委員、私の3名と、専門委員としまして広い分野の意見を聞くということで、環境経済学の専門家、岩手県産業廃棄物処理協会の代表者、工業クラブの代表者1名、それと市町村の代表1名という4名の専門委員、計7名で構成されています。時間の関係上、9月3日の日に中間案の審議をこの本審議会で審議いただきましたので、それ以降について説明させていただきます。

9月13日から16日まで地域説明会を行いました。9月13日から10月12日までパブリック・コメントを行い、意見を照会しました。第4回のこの本部会の会議は1月11日に行われまして、かなり時間があつたのですけれども、この10月から11月までに環境省におきまして廃棄物の減量化に関する方針の改正が検討されておりまして、その改正結果を踏まえての部会開催となったために1月に開催されました。なお、その第4回の部会までに9月の環境審議会で出されましたご意見、並びにパブリック・コメントで出されました意見につきましては、その対応、またはそれに伴う修正につきましてはメールで審議を行っております。第4回の特別部会は1月11日に開催されまして、中間案のときに出されました意見の修正あるいはパブリック・コメントに関しての対応、並びに修正について検討を行いまして、さらにより理解しやすいような内容にするための審議を行いまして、最終的な答申案といたしました。

具体的な内容については、事務局からご報告をお願いいたします。

○海田会長 では、事務局お願いいたします。

○吉田資源循環推進課総括課長 資源循環推進課の吉田でございます。よろしくお願いいたします。それでは、座って説明させていただきます。

まず、パブリック・コメントの実施状況についてでございます。資料ナンバー1―3―1をお開きいただきたいと思います。1枚物のA4のペーパーでございます。パブリック・コメントにつきましては、このペーパーの1に記載がございますとおり、今年の9月13日から

10月12日まで1カ月間実施いたしました。

実施方法につきましては、2に記載しているとおり振興局の行政情報センター、行政情報サブセンター等に資料を配架し、あわせて県のホームページに掲載するという形で周知を行っております。このほかに昨年9月13日から16日まで、県内の4カ所の広域振興局において計画案の説明会を開催し、合計で248名の参加をいただきました。

パブリック・コメントのご意見は、郵便、ファクシミリ、電子メールで受け付けたほか、説明会でいただいたご意見はパブリック・コメントの意見として扱うことといたしました。

その結果、27件のご意見をいただいております。なお、パブリック・コメントの実施結果については、昨年12月21日に公表しているところでございます。

また、計画の周知についてでございますけれども、新しい計画策定後は計画冊子を印刷配付するほか、パンフレットの作成や、もったいない・いわて3R運動、3Rいわて推進フォーラムの開催などによって計画内容や3Rについて周知を図っていくこととしております。

次に、答申案について説明をさせていただきます。昨年9月の第19回環境審議会におきまして、中間案の全体的な説明を行っておりますことから、前回の審議会以降の変更点を中心にここでは説明をさせていただきます。

まず、資料1-1は、このA3の資料でございます。資料1-1は、新しい岩手県廃棄物処理計画、これはあわせて岩手県の循環型社会形成推進計画でもございますけれども、この計画の基本的方向についての案の概要でございますが、これは9月のものと基本的には変更がございません。

次に、資料ナンバー1-2が新しい岩手県廃棄物処理計画の基本的方向について（答申）（案）でございます。この厚いものでございます。

次に、資料1-4-2をお開きいただきたいと思います。A3の資料でございます。この資料1-4-2が昨年9月の第19回岩手県環境審議会に付議した計画原案からの修正案についての新旧対照表でございます。資料1-4-2についてご説明いたしますと、修正点は7点ほどございます。

まず、1点目が答申案の59ページの一般廃棄物に関する目標についてでございます。この左上の59と書いているところでございます。9月3日の第19回岩手県環境審議会で渋谷委員及び越谷委員から、新しい岩手県環境基本計画の目標との整合性がわかるように、また「目標達成は極めて困難」というような表現を見直すようにとのご意見をいただきましたのを踏まえ、満足目標が岩手県環境基本計画の目標である旨を説明するなど表現を修正してござい

す。

2点目は、答申案の13ページの図について渋谷委員から、岩手県環境基本計画が岩手県循環型社会形成推進計画の上位計画であることがわかりにくいというご意見をいただいたのを踏まえ、わかりやすいように図を修正してございます。

3点目は、次ページ、裏のページでございますけれども、地域説明会において答申案の60ページの生活系ごみの排出量の削減目標と集団回収量、資源ごみの量とが整合性がとれるようにとのご意見をいただいたのを受け、精査の結果、標準目標、満足目標、挑戦目標となるに従って集団回収量、資源ごみの量がかえって減ってしまわないように目標値が維持、または増加するように修正しております。

その他の修正点として4点ほどございまして、5ページの「はじめに」の箇所で、この計画が第三次岩手県廃棄物処理計画として策定される旨の説明を加えております。また、62ページ、64ページで出てまいります「エコクッキング」という言葉は、例示のものも含め他の幾つかの企業の登録商標であるため、一般的な表現である「調理法の工夫」に修正しております。また、計画案の最後の86ページから88ページに用語の検索の便宜を図るため索引を追加しておりますし、さらに計画案に出てくる図と表の表題の位置について整理しております。

また、1月11日の部会における意見と対応状況は、資料ナンバー1-5-1と1-5-2のとおりでございまして、このとおりこのまま修正を加えております。

昨年9月の環境審議会以後に修正した内容を中心に答申案について説明をさせていただきました。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○海田会長 ありがとうございます。ただいま説明がありました新しい岩手県廃棄物処理計画の基本的方向についての答申案について、何か意見がございましたらお願いたします。

はい、どうぞ。

○白澤委員 気がついたことについてちょっとお伺いしたいと思っております。資料1-2の12ページのところで、段落2と3のところなのですが、段落2のところについては、減量化とかりサイクル推進のための条例を制定して各種対策を実施した結果、そういう諸対策を講じたことが書いてあって、次の段落3のところについては、そういう諸対策については増加を抑制する効果があったものの、今なおその排出量が高水準で推移しているという、そういう記述がございまして。18ページと19ページを見ると、県民一人1日当たりの排出量が全国平均よりも少なくなっているということに対して、12ページは高水準で推移しているということは、直近の計画値をまだクリアしていないという、そういうことでこういう記

述になったのか、何か要因があって高水準で推移しているというか、そういう例えば物差しがあるか、一言でも触れてほしい、そうすればもっとわかりやすいのかなと、そういう気がいたしました。

それから、65ページのところに目標値、この表があるのですが、(1)の排出量、その目標があって、排出量の単位が書いてあって、平成27年度の目標のところに1,928、ここ単位がないのですが、その左の欄のところに単位があるので、それで左の欄の単位を見てくださということで省いたのか、もしかここに単位が入ってあればもっとわかりやすいのかなと、そういう思いがありましたので、その点をちょっとご検討いただければと思っています。

以上です。

○海田会長 ありがとうございます。今2点ご指摘をいただいたのですが。

○吉田資源循環推進課総括課長 1点目、12ページでございましたけれども、今なお廃棄物の排出量は高水準で推移しており、というところと、18ページの関係でございます。

18ページのグラフをごらんいただきたいと思います。この中で注目していただきたいのは、白丸抜きの折れ線グラフでございます。これが県民の一人1日のごみ排出量でございます。平成20年は一人1日955グラムです。これは、平成17年から緩やかに減少してきております。ただ、その以前を見ますと、例えば平成11年の932グラムよりもまだなお高い水準です。これは昔の、消費は美德のような、そういった大量生産、大量消費時代のそういったものがまだこの時代引っ張ってきていると、これは下がってきていると言ってもまだ、いまだに高い水準だと。この平成11年以前はもう少し低かったのですが、今でもこの数字は高い。今の現況は下がりつつあるけれども、まだいずれ高い水準ですよということをここで示して、そういう表現になったということでご理解いただきたいと思います。

それから、65ページでございますけれども、左側に「排出量(千t)」と書いていますけれども、これが見にくいということであれば、印刷のときに左側の「(千t)」ではなくて右側のほうに「1,928千t」と、192万8,000トンというような表現を印刷のときに考えたいと思っております。

○海田会長 よろしいですか。

○臼澤委員 ありがとうございます。

○海田会長 質問の趣旨は多分、最初のほうは高水準というのが、例えば全国平均に比べても結構高いのではないかと、高いというか、それより低いけれどもという意味なのですか。

○臼澤委員 以前から比較するとかなりまだ高水準という、そのことは理解いたしましたの

で、ありがとうございます。

○吉田資源循環推進課総括課長 参考までに、岩手県は全国一人1日当たり14番目ですので、まだやはり、ちょっと自慢できる順位ではまだないのかなと、もう少し減量を進めたいという気持ちもこの高水準の中には入っております。

○海田会長 では、2点目のほうにつきましては、印刷のときに少し考慮していただくということによろしいですか。

○吉田資源循環推進課総括課長 はい。

○海田会長 そのほか何かご意見。

はい、どうぞ。

○市原委員 同じく資料1-2の11ページなのですが、本当にちょっとした疑問なのですが、1行目のバイオマス資源のところバイオマスに脚注がついて説明してありますけれども、この環境用語としてバイオマスという言葉は単独で使う場合と、この下の説明だとバイオマスの中にも資源という意味も入っているのですが、バイオマスと単独で使う場合とバイオマス資源というふうにして使う場合と何か区別があるのでしょうか。今後よく出てくる言葉だと思いますので、ちょっと教えていただきたいなと思います。

○海田会長 事務局、お願いします。

○吉田資源循環推進課総括課長 バイオマスというのは、マスはもうマテリアルのマスですので、資源ですので、これについては改めて精査させていただきます。印刷時にどちらかに統一いたします。

○海田会長 よろしいですか。そのほか何かございますでしょうか。

○佐藤きよ子委員 47ページの箱のところですが、多分変換ミスかな、野菜、花きですよね。47ページの箱のところ、地域計画のところの産業等の野菜、花きって、花き……

○吉田資源循環推進課総括課長 花卉。

○佐藤きよ子委員 これでいいですか。済みません。うっかりしていました。

○海田会長 はい、どうぞ。

○臼澤委員 直接この計画にはちょっとなじまないのですが、この計画の中でも「自県（圏）内処理」というのが入っていましたので、自県（圏）内処理の観点から要望みたいなことになるのですが、実は市町村とか一部事務組合、そちらのほうは専ら一般廃棄物を処理することを目的に国のほうから交付金をいただいて清掃工場を建設していると、そういうことになるわけです。現在稼働している清掃工場なんかでも、最近は結構性能もよくて多種多様な廃

棄物を処理できる施設が多く見受けられます。市町村の清掃工場に持ち込まれる事業系一廃でも産廃と同様のものもあるという、そういうふうなことを私も見ているのですが、例えば一人親方、一人の社長さんがいて、その方が事業場なんかで出されたもの、厳密にもう産業廃棄物に該当するわけですけれども、でも産廃の施設が近くになれば遠くのほうに持って行って処理を依頼をしなければならない。例えば今後県の減量化対策によって各市町村とか事務組合の清掃工場に処理能力ができた暁には、やはりその処理能力の余裕の範囲内で産廃の受け入れ、これは目的外使用の申請をしなければならないですが、そういう場合については県として市町村の要望にこたえて国にその目的外使用、その対象物は限られてくるわけですけれども、目的外使用の申請についてご協力をいただけるのかどうか、その辺のことについてちょっとお尋ねをしておきたいと思っております。できればこれは地域内の自治体の清掃工場ですべて処理ができれば、県が目指すその自県（圏）内処理の方針にも合致すると思われませんが、ちょっとその辺、要望めいたことで大変恐縮ですけれども、突然の要望を出してしましまして済みませんが、課長さんのほうからご意見があれば。

○吉田資源循環推進課総括課長 一般廃棄物処理施設、これは国からの、今は交付金と言いますけれども、補助でつくっている施設ですので、補助目的というのは当然ございます。一方で、その地域ではそういった施設をつくって一般廃棄物の処理をすると、あわせてそういった今おっしゃったような、市町村では産業廃棄物も事務として処理することはできるわけです。ただ、その場合にその補助目的がございまして、それについては市町村で今どういう状況にあるのかと、それを十分お聞きした上で環境省のほうにこういった状況ですということ、これについては認めていただけませんかということはもちろんお話しできます。その上で、環境省がそれでは必要な書類等を出してください、データ等を出してくださいというお話であればそれは伝えて、そういった手続を踏んでいきたいというふうに考えております。

○臼澤委員 ありがとうございます。

○海田会長 そのほか何かございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○渋谷委員 全体にわかりやすくしていただきまして、ありがとうございます。よりわかりやすさという点で2点ほどお願いをしたいと思うのですが、まず先ほどもちょっとご指摘あったのですが、19ページなのですが、上のほうから、「しかし、」以下ですね。全国統計における岩手県の位置づけというものをずっと記述をされているという点があるの

ですけれども、全国統計のほかの県の状況があらわしたものが示されていないので、何番目とか書いていただいている文字づらではわかるのですけれども、直感的には全国の都道府県の名前はともかくとして、平均値がどこにあって、岩手県の位置がここにありますがというようなものを本編ではなくて資料編で結構ですので載せていただければ、より県民の方が本県の全国の位置づけというのも理解しやすいし、この部分の理解が深まるのかなという気がしますので、ちょっとご検討いただければというふうに思います。

それから、ちょっとわかりにくいところが1点ありまして、60ページまで飛んでしまうのですけれども、表を新しくつくっていただいたのですけれども、凡例の部分、非常に小さくて、よく見れば確かにわかるのですけれども、この部分の凡例の表示を大きくしていただければ大変ありがたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○吉田資源循環推進課総括課長 全国の都道府県の順位でございますけれども、資料編の中に一人1日当たりの排出量とかりサイクル率とか、これ皆さんには行ってないですね。5ページのところに1位から47位まで、間に平均も含めて全部載せてございます。これをお配りいたします。ちなみに、一人1日当たり一番少ないのが沖縄県の831グラムでございます。岩手県が14番目という表が載っております。

それから、60ページですけれども、ご指摘のとおり見にくいと思います。印刷のときにはぐっと大きくして、ちょっとお年寄りと言ったら表現悪いですね、よくわかるようにしたいと考えております。

○海田会長 そのほか何かご意見ございますか。

はい、どうぞ。

○篠木委員 篠木です。55ページの将来予測のところでは回帰分析が行われていて、ここで生活系ごみとか、事業系ごみの将来予測を回帰分析されているかと思うのですけれども、この結果が59ページのその以降の一人1日当たりのごみ排出量に反映されているという理解でよろしいのですか。

○吉田資源循環推進課総括課長 はい。この回帰分析、例えば55ページですけれども、3つ出してあります。高位・中位・低位、トレンドが平成18年度から大きく変わっております。減少のほうにいつている。これが果たして本当に、本当にというのは表現悪いのですけれども、減っていくということなのか、それとも景気等の影響で、この中には生活系だけですけれども、景気等の影響なども含まれているのかということも考えられますので、左側の上昇のトレンド、それからそのまま推移するトレンド、そして減少していくトレンドという3つ

のトレンドを出しております。これに基づきまして、政策的な意味合いを含めた上で標準目標、満足目標、それから挑戦目標を設定しているということでございます。

○篠木委員　という記述が多分標準目標等々のところには一切ないので、そこまで求めるかどうかというのは別なのですけれども、こういった予測がある、これは、この回帰分析は多分これまでのデータから、あと直線をどっちの方向に引いていくかで決めたものだと推測しますけれども、どの線を選ぶかで、どれが標準になるのか、満足になるのか、挑戦になるのか違ってきますよね。

○吉田資源循環推進課総括課長　これは、説明がちょっと足りなかったのですけれども、これをトレンドを見ているということで、これをそのまま標準目標、満足目標、挑戦目標にそのままダイレクトに入れているというわけではありません。ダイレクトに入れているのは、そこに表現ありますけれども、59ページですか、例えば標準目標というのは、平成27年度に排出量を5%削減という、その国の基本方針、これから出ております。それから、満足目標につきましては循環型社会形成推進基本計画、これの10%削減、それから挑戦目標については一番少ない沖縄県、これを想定して数字は出しております。全体としての、あくまでも推計というのは一応の流れ、トレンドということで見ているということでございます。

ご納得がいただけないようなので、60ページをごらんいただきたいと思います。このところに詳しく書いております。標準目標は、県民一人1日当たり生活系ごみ排出量の平成27年度の将来予測が、国の循環型社会形成推進基本計画に定める減量化目標の基準年である平成12年度の実績値とほぼ同じであることから、平成12年度実績値にまで減らすことを標準目標としたと。

○篠木委員　そのこと自体は理解しました。

○海田会長　このトレンドを見ただけ、だけと言うとちょっと変ですが、ということですか。

○吉田資源循環推進課総括課長　トレンドについては、必要的記載事項でございまして、この計画の根拠が廃棄物処理法の第5条の5の中に何について載せてくださいということが全部書いてあります。その中に将来予測についても記述しなさいということで、これは必ず載せなければならないという事情もございます。

○海田会長　そのほか何かございますでしょうか。

はい、生田さん。

○生田委員　ただいまのいろいろな問題の関連ですけれども、県民1人当たりの排出量についてですが、岩手県は14番目ということで、沖縄県は1番ということなのですが、これは各

市町村のごみの1人の排出量というものの頑張りが県民の排出量にも影響してくるわけですね。たしか金ケ崎町が六百何グラムということで、そのように伺っておりましたが、そのように頑張っている市町村が結構あると思うのですが、そういうのもちょっとちらっと参考までにみたいなので載せていただくと、いろいろこれからの県の目標達成というのですか、そういうのに反映してくるのではないかなというふうに思われます。

それから、もう一点なのですが、岩手県の廃棄物処理計画、これもパブリック・コメント等々して、なかなかしっかりとわかりやすいものにでき上がったなというふうには思いますが、それについてもまず周知ということがとても大事なことになってくると思います。それで、ここに周知方法としていろいろ書いてございますけれども、その中で一般的なというか、廃棄物処理協会ですか、そういうところの団体がありまして、やはりそういう廃棄物処理についての普及啓発ということでは頑張っているように聞いております。それで、新計画策定後の周知のための取組、その辺に廃棄物協会のようなものが出てこないものでしょうか。その点をちょっとお伺いします。

○吉田資源循環推進課総括課長 最初の市町村の廃棄物の一人1日当たりの排出量等でございますけれども、これもいろいろ大部でございまして、資料編のほうに全市町村の順位をつけて載せております。一番少ないのが藤沢町の538グラムでございます。おっしゃいました金ケ崎町は4番目で626グラムというのが載せておりますので、これもあわせてごらんいただければと思います。

それから、周知等につきましては、冊子等はもちろん配付いたしますし、関係団体等の協力を求めて、さらには県民運動という形で新年度については展開をしたいというふうに考えておりますので、広く県民、事業者、それから行政が力を合わせてこの廃棄物の減量化あるいは資源循環、これに取り組んでまいりたいと考えております。

○海田会長 資料編はみんなもらっていないので、ぜひ配っていただきたいと思います。

○吉田資源循環推進課総括課長 印刷のときにお配りするという事になっておりますけれども、時間がないですけれども、回覧しますか。

○海田会長 いや、皆さんに送っていただければ。

○吉田資源循環推進課総括課長 遅くなりましたけれども、委員の先生方には終わりましたら送付したいと思います。印刷ができましたら改めてお送りいたしますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○海田会長 そのほか何かございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○臼澤委員 確認なのですけれども、60ページの下から5行目、目標の考え方の中で、県民一人1日当たり生活系ごみの排出量の平成27年度の将来予測（低位）（625g）という数値が記述されています。それで、55ページの図の15、生活系ごみの低位のH27は624とあるのですけれども、これは60ページが625ではなくて624グラムということによろしいのでしょうか。55ページの図の15の中で平成27年度がその低位のところは624gとあるのですけれども、一方60ページのほうでは625gとあるのですが、数値……

○吉田資源循環推進課総括課長 624のほうの方が正しいです。ちょっとこれ、改めて精査いたします。きちんと見ます。

○臼澤委員 はい、よろしく願いいたします。

○海田会長 そのほか何かございますでしょうか。

ちょっと言葉の問題なのですが、14ページの一番最初のところで、前のページから続いているのですが、14ページの一番上で、これ国のほうで、第4章第4節に掲げる本県における、というふうに来ているのですが、国のほうには本県というのが、岩手県のことは何も書いてないはずで、第4章第4節を踏まえとか、そういうことではないのですか。私が何か誤解していますか。

○吉田資源循環推進課総括課長 そのとおりだと思います。印刷時に訂正いたします。

○海田会長 そのほか何かございますでしょうか。

はい。

○市原委員 内容についてはいいのですが、今後のPRといいますが、県民への周知のところでぜひ具体的な内容というか、自分で取り組みたいと思えるようなPRの仕方をしていただけたらと思います。例えば62ページにあるコラムに書いてある具体的な行動というのは、すごく一般の方々に参考になるのではないかと思います。こういう計画がありますよというPRだけではなくて、取り組みたいと思えるような、そういうPRの仕方をしていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○吉田資源循環推進課総括課長 この計画、今年度中につくりまして、この計画に基づいて来年度、事業展開いたしますので、そのような内容を踏まえた事業活動、展開ができるような形で努めていきたいと思えます。

○海田会長 そのほか何かございますでしょうか。

はい。

○竹原委員 一番最初に、65ページのところの表の中の表現を変えるという話が出されておりましたけれども、結局その目標の表現の仕方は59ページからずっと同じようなものが幾つも箱書きで書かれているのですが、これもすべてもう一回確認して書かれるわけですね。さっき一番最初の質問での65ページの表だけではなくて59ページからすべて変えると。

○吉田資源循環推進課総括課長 ええ、全部同じ様式に統一するというふうな形をとりたいと思います。

○竹原委員 これ第三次計画という位置づけですよ。そうすると、一次、二次に対してその目標値というのは結局変化しているわけですよ、多分、とは思うのですけれども。

○吉田資源循環推進課総括課長 はい、目標値は変わっております。

○竹原委員 それに対する実績もあって今回の実績というか、目標という格好で出されているのですけれども、トータルで考えてみて、その実績の年数が変わっていくにつれて実績に対する目標がどのぐらいまで実績がされたのかというのは、これ目標のところへ書かれていることは可能なのでしょうか。要するに第一次ではこのぐらい達成されている、第二次でこのぐらい達成されていて、第三次では実績に対して目標がこのぐらいであるというような。

○吉田資源循環推進課総括課長 25ページにこれまでの計画の目標、達成状況という記述をしております、第二次計画についてどうであったかと、県民一人1日当たりは達成しているけれども、ほかは未達成とか、そういう形で数字で記述しております。ただ、目標自体はその社会の状況とか、そういったものが変わってきますと、その一次、二次、三次というところで当然目標の考え方とか、取組の仕方とか、そういう設定の仕方等も時代の状況に合わせて変わってはきております。

○竹原委員 それはわかると言えばわかるのですけれども、なかなか実績といいますか、以前のものに対して未達成という部分があることに対して今回の目標という、位置づけというのが、要するに前回は目標が高かったので達成できなかったとか、社会の状況はそうでしょうけれども、今後5年間社会がどのように変わるかわかりませんが、今までこういう目標の中で今度の目標はこうであるというような、目標の箱書きの中に何か1つ入れてもらうとわかりやすいのかなというような気がしたので、不可能であれば構わないのですけれども、何しろ表現の59ページからその目標の箱書きに関して言うとわかりやすい書き方をしたいということですね。ちょっと余り表現よくないのかな。

○海田会長 最初の質問に関しましては、ちゃんとgとか千tとかをつけて全部表のところに追加して入れてもらうと。

○竹原委員 私としては、右側に27年度目標という箱がありますけれども、その前に20年度実績の箱があって、その前に一次の目標があって、二次の目標があってという箱を幾つも書いていってもらっていくとわかりやすいのではないかなというような気がしています。

○吉田資源循環推進課総括課長 一次の計画、それから二次の計画はございました。それで、一次の計画については一次の計画が終わった時点で総括をしていると、二次の計画は二次のその計画が終わった時点で、今回ですけれども、欄を設けまして総括をするということで、三次の計画については今後の5年間について、これまでの5年間の経過を踏まえた今後の5年間を見据えた新しい社会状況のもとで目標を設定したということで、そういう意味では一次、二次の計画の目標とは必ずしもすべて連続しているというところではないというふうな認識でございますので、いわゆる今後県民に何を見ていただきたいかということにつきましては、この三次の計画の平成27年度の目標、これに着目をして、そして一緒に県民運動としてやっていただきたいということで、わかりやすくシンプルにこうですよという形でまとめさせていただいたというところがございますけれども。

○竹原委員 それは構わない、それでいいのですが、目標設定の面、すべて統計の問題いろいろそういうところあるのですが、それが社会的にやられているから、要するに何年基準に基づいてどうだこうだと議論するとき、基準年がどんどん変化すると本当の数値の目標って何なのか、変動してしまうということで、そこにもう一次、二次はこうでしたよという数字が書かれていると、目標としては少し変わってきているのだなというのがわかりやすいのではないかという、ただそれだけなので、それ以上また言いませんけれども、もう少し何しろわかりやすくというか、箱を書いてもらってというやり方がいいのかなという。

○海田会長 25ページの表では二次の計画の目標値というのは書いてあるんですね。どうしましょうね。

○竹原委員 別に議論するあれはないので……

○吉田資源循環推進課総括課長 ちょっと今議論していますけれども、こちらのほうで今。何かかえってわかりにくいのではないかという、事務局のほうではそういうふうな、すっきりと27年度の目標はこうですよというふうに、いわゆる一次、二次についての計画の評価なりについてはもう別の章できちっと書いてしまって、新しい章はこのほうがわかりやすいのではないかというのが事務局の今のちょっと打ち合わせたところですけども……

○谷藤環境担当技監 ちょっと議論の時間必要かなと思っています。と申しますのは、廃棄物の扱い方、法律等いろいろ変わってきてまして、例えば平成14年以降からは容器包装リ

サイクル法ですとか、廃棄物の分類、中身そのものが変わってきているのですね。そういったことで分母の違いもありますので、一様に並べてきちんとわかるかという問題もあるかと思っておりますので、ちょっとその辺の取り扱いについてはいろいろ考えさせてください。かえってわかりにくくなる可能性もあるかなというふうに心配をしております。

○海田会長 竹原先生、どうですかね。

○竹原委員 議論をする必要ないのでこれでいいのですが、そういう状況が変わって基本数字がどんどん変わっていくと結局何をやっているのかよくわからないということが実際心配です。

○吉田資源循環推進課総括課長 おっしゃることは確かにそういうこともあるかもしれませんが。ただ、環境省でその定義を変えていますので、例えば以前は集団回収というものは含めなかったものを平成17年以降に集団回収量も含めてその数値、リサイクル率は出してくださいとか、そういうふうに定義が変わってきておりますので、二次の場合には前の定義の仕方では評価をしていたと。三次の場合には環境省で出してきた新しい定義の仕方では目標値を出してきていると。ですから、二次のその定義の目標値と三次の定義の目標値の定義の仕方が違ってまいりますので、そのまま比較するのも難しいというところもあります。

○海田会長 ありがとうございます。そのほか何かご意見ございますでしょうか。もしご意見がないようでしたら、ただいま数点ご指摘をいただきました、ほとんどが印刷時に修正というか、をするという事だったので、そういうことでこの新しい計画の基本的方向についての答申を行うということでご異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

「異議なし」の声

○海田会長 ありがとうございます。それでは、岩手県知事あてに答申することにいたしますが、皆様方のお手元の資料について先ほど確認した部分を印刷時に考慮して修正していただいて、案の字をとりまして知事に答申するということとなります。ありがとうございます。

次に、議事の2番目ですが、地球温暖化対策実行計画の基本的方向について（諮問）ということを経済とさせていただきます。県から当審議会への諮問ということですので、地球温暖化対策実行計画の基本的方向について事務局から説明をお願いいたします。

○平井環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 温暖化・エネルギー対策課長の平井と申します。座ってご説明申し上げます。

それでは、資料ナンバー2でございます。諮問の趣旨等につきまして、地球温暖化対策実

行計画の基本的方向についてによりご説明申し上げます。

1の諮問の趣旨でございますけれども、本県の地球温暖化対策につきましては、平成17年6月に策定いたしました「岩手県地球温暖化対策地域推進計画」に基づきまして、主に二酸化炭素の排出抑制等の施策を実施してまいりました。

また、平成10年3月に策定しました「岩手県新エネルギービジョン」、そして平成15年3月に策定しました「岩手県省エネルギービジョン」、この両ビジョンに基づきまして本県の新エネルギーの導入促進と省エネルギーの促進に関する施策を実施してきたところでございます。なお、これらの計画ビジョン、これはいずれも平成22年を計画期間の終了年度としております。

このような中、第3段落でございますけれども、地球温暖化対策の推進に関する法律、いわゆる温対法でございます。平成20年に改正されまして、都道府県等におきまして再生可能エネルギーの利用促進、あるいは省エネルギー等の活動の促進に関する事項等を盛り込んだ地球温暖化対策実行計画を策定するよう義務づけられたところでございます。このことから、それら地域推進計画と新エネビジョン、省エネビジョンを一本化して、温対法20条の3の規定に基づきます地球温暖化対策実行計画として策定しようとするものであり、その基本的方向につきまして、本審議会に諮問しようとするものでございます。

なお、条文でございますけれども、裏面に参考ということで温対法と条例を抜粋して記載しております。温対法の第20条の3、これは都道府県、そして飛びますけれども、中核市、岩手県の場合は盛岡市ということになります。においては、地方公共団体実行計画を定めるとされております。これまでは一事業者としての温暖化対策を実行計画として定めておりましたけれども、この20年改正によりまして区域内のその他全体的な施策を掲げるということになったものです。そして、具体的な施策としましては、1号から4号まで再生可能エネルギーあるいは排出抑制等の活動の促進、あとは公共交通、廃棄物対策、そういった対策を盛り込むように規定されたところでございます。

次に、条例ですけれども、これは新エネビジョン、省エネビジョンの策定根拠でございます。基本的な計画を定めるということで第9条に盛り込まれておりますので、それに基づいて策定しているものでございます。

それでは、表に戻っていただきまして、2番の計画の位置づけでございます。この実行計画は、平成21年12月に策定しました「いわて県民計画」の「地球温暖化対策の推進」と、平成22年、昨年12月に策定した「岩手県環境基本計画」の「低炭素社会の構築」を推進するた

めの計画となります。また、今ご説明しました温対法20条の3第3項と、新エネ省エネ条例第9条第1項の規定に基づく計画となります。

次に、3の計画の期間でございます。計画の期間は、岩手県環境基本計画と同様に平成23年度から平成32年度までの10カ年計画といたします。

次に、4の計画の構成案でございます。1つは、計画の基本的な考え方、策定の趣旨等でございます。2つ目がこれまでの本県の地球温暖化対策の状況と課題について。3つ目が温室効果ガス排出量の現況について。4つ目が計画の目標ということで、温室効果ガスの排出削減に係る指標あるいは再生可能エネルギー等に係る指標を記載することになると考えております。5つ目、温室効果ガス排出抑制等の施策、最も核となる部分でございます。そして、6番、計画の推進ということで、推進体制とか対策の実施状況の確認の仕方などを記載する予定でございます。

裏面にまいりまして、計画の策定手順でございます。計画の策定に当たりましては、市町村への意見照会やパブリック・コメントを実施いたします。あわせて地域での説明会等を行い、広く県民等の意見聴取を行いたいと考えております。

また、本環境審議会の答申をいただきましたならば、条例に基づきまして県議会の議決を経て決定するという手順になっております。

次に、6の策定スケジュールでございます。本日諮問させていただきました。本審議会終了後に大気部会を開催させていただき、計画の概要をご説明し審議をいただくこととしております。その後、6月までの間に大気部会を数度開催させていただきまして、6月に本審議会から中間答申をいただきたいと考えております。中間答申を受けまして、市町村への意見照会、パブリック・コメントを実施いたします。そして、それらの意見をもとに8月に最終答申をいただきまして、10月には県議会の議決を経て決定、公表したいと考えております。

基本的方向の説明は以上でございます。

なお、大気部会におきましては現在の7名の委員に加えまして、新たに専門委員としまして4名の方を予定しております。お一人は新日本製鐵株式会社の棒線事業部釜石製鐵所グループマネジャーの大森正直様、お二人目が岩手・木質バイオマス研究会会長の伊藤幸男様、3人目が東北経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー課長の泉秀明様、そして4人目が東北地方環境事務所環境対策課長の堀田聡様、以上の4名の方に加わっていただきまして、本実行計画についてご審議いただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○海田会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○竹原委員 排出抑制ということで、緑地、緑化ということが書かれていて、前にも基本計画のところでそういう議論があつて、国有林の問題ですね。国の問題をどうするかということで、あくまでこれは都道府県ということですから、やはり国有林というのはここからは抜かれるわけですね。あくまでも県の対応の仕方ということですね。

○平井環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 森林吸収量に計上できるのは、適正な森林整備を行った国有林・民有林すべてが対象となりますが、県において間伐等により整備を行う森林は、民有林ということになっておりますので、施策としては国有林を除いた形での記載になると考えております。

○竹原委員 はい、わかりました。今までどおりということですね。

○海田会長 そのほか何かご質問ございますでしょうか。

「なし」の声あり

○海田会長 ないようでしたら、本日県から諮問されました地球温暖化対策実行計画の基本的方向につきましては、岩手県環境審議会運営規定第8条第4項の規定によりまして、地球温暖化防止に関する事項が大気部会の審議事項となっておりますことから、先ほど事務局から説明がありました4名の方を大気部会の専門委員として指名した上で、大気部会でご審議いただき、そこでの審議を踏まえ、審議会として8月には答申を行いたいと思います。

なお、本審議会終了後、当ホテルの3階の青海の間におきまして大気部会を開催しますので、大気部会の委員の皆様はご出席をお願いいたします。

続きまして、部会報告です。環境審議会条例第8条第3項の規定により、部会の議決をもって審議会の議決とすることができることとされている事項がございまして、本日はその審議結果について報告をいただくものでございます。

それでは最初に、大気部会大塚部会長から大気部会報告をお願いいたします。

○大塚大気部会長 それでは、大気部会から報告させていただきます。

資料の3をごらんください。平成23年1月26日に大気部会を開催いたしまして、1の審議事項にございますような3件について審議を行いました。2のほうに審議内容が整理されておりますけれども、これらの審議結果について報告させていただきます。

最初に、次のページをあけていただきますと、資料3の①になってございますが、騒音に

係る環境基準の地域類型を当てはめる地域並びに騒音、振動及び悪臭の規制地域の変更について説明いたします。騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域は、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持させることが望ましい基準を当てはめる地域について県知事が指定しているものです。また、騒音、振動及び悪臭規制地域は、特定の施設や事業場、または建設産業から発生する騒音、振動及び悪臭を防止することにより、住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域を県知事が指定しているものです。これらの地域の指定は、原則としまして都市計画法の用途地域に準拠して行っております。都市計画法の用途地域は、住居、商業及び工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として指定されているものであり、生活環境の保全という見地から行われる騒音等の規制地域の指定を一致することが適当であることから、これに準拠して行っているものです。

今回の変更内容は、その2ページの上の1の変更の理由にありますように、大船渡市、滝沢村、紫波町及び矢巾町において、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が変更されることに伴い、これに準拠して規制地域の変更を行うものであることから適当であるとして、事務局案のとおり変更指定することを議決いたしました。

次に、ページ少し進みまして12ページの資料3の②になりますが、大気汚染防止法に基づく平成23年度測定計画について説明をいたします。大気汚染防止法に基づく環境大気常時観測につきましては、次の13ページの表の1にありますように、県内10市1町1村の15地点で、盛岡市の場合数点ありますけれども、全部で15地点で窒素酸化物、それから二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、光化学オキシダント、非メタン炭化水素、一酸化炭素の7項について測定することとしています。

また、有害大気常時監視につきましては、次の14ページの表の中ほどにありますように、県内8地点におきましてベンゼンなど計22物質を測定する計画となっております。

今回の計画内容は適正なものであり、事務局案のとおりとすることとして議決いたしました。

最後に、16ページをごらんください。資料3③のダイオキシン類に係る調査測定方針及び次のページに書いてございますが、平成23年度ダイオキシン類調査測定計画について説明いたします。ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気（一般環境）につきましては、17ページ、次のページの上の表にありますように、県内5市におきまして一般環境で3地点、沿道で2地点測定する計画となっております。

また、大気（発生源周辺）につきましては、下のほうにあります表のH23の太い囲みにあ

りますように、3地点で測定する計画となっております。

今回の計画内容は適正なものであり、事務局案のとおりとすることとして議決いたしました。

以上、3件について報告いたします。

○海田会長 どうもありがとうございました。ただいまの大气部会からの報告に関しまして、何かご質問がございましたらお願いします。

ないようでしたら、次に水質部会の千葉部会長から水質部会報告をお願いいたします。

○千葉水質部会長 それでは、水質部会のほうからご報告いたします。

資料4のほうをお手元にご用意願います。平成23年1月27日に水質部会を開催しまして、水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定、それから水質汚濁防止法に基づく平成23年度公共用水域及び地下水質測定計画、並びにダイオキシン類対策特別措置法に基づく平成23年度ダイオキシン類調査測定計画について審議を行いました。これらの審議結果についてご報告いたします。

まず、資料4の2ページをお開きください。水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定についてでございますが、これは人の健康の保護の観点のみならず、水生生物等への影響防止という新たな観点から、平成15年に「水生生物の保全に係る水質環境基準」が設定されてきて、水生生物の生育状況の適応性に応じた類型ごとの基準値が定められたところがございます。これまでに国が管轄する北上川及び四十四田ダム、県が管理します河川68、湖沼8の計76の水域について類型指定がされております。今年度は、県が類型指定することになっております河川のうちで、県際の水域であります金流川と有馬川の2河川を対象にしまして類型指定を行うものでございます。

類型指定に当たりましては、水質、水温、水域の構造等の状況、魚介類に関する情報及び産卵場及び幼稚仔生息場に関しましての情報を収集整理しまして河川ごとに検討しております。検討の結果ですが、今回の2河川につきましては、原案どおりすべて「生物A」に類型指定することとして議決しております。

次に、1ページ開いていただきまして3ページのほうです。こちらは海域に係る類型指定方針でございますが、河川、湖沼の類型指定に続きまして、新たに県際の水域を除く12の海域につきまして来年度類型指定を行う予定でありますことから、類型指定の方針について審議しております。

類型指定を行うに当たりまして、水質等の必要な情報の収集整理を平成23年度に行いまし

て、保護水面の設定状況から特別域の設定を検討しまして、次いで達成期間の設定を行うという方針により実施することとしまして議決しております。

次に、1枚飛んでいただきまして5ページのほうを開いていただきたいと思います。平成23年度の公共用水域及び地下水の水質測定計画についてでございますが、当該測定計画につきましては、その内容は適当であるということで、事務局で出されました案のとおりとすることにして議決しております。これにより来年度の公共用の水域の測定計画は、盛岡市の計画を含めまして県内150水域の256地点において、延べ2,508回の測定を行う内容となっております。

ちょっと飛びますが、9ページのほうに地下水の測定計画が出ております。こちらですが、状況調査では75の井戸において2,096項目の測定を、定期モニタリング調査では103の井戸において544項目の測定を行いますとともに、新たな汚染が発見された場合には汚染井戸周辺地域調査を行いまして、周辺の汚染の現状もとらえるような内容になっております。

最後に、飛んでいただいて17ページまでお進みください。そちらに平成23年度のダイオキシン類調査測定計画が出ております。平成23年度からの6カ年の計画の策定にかかわる基本的な方針につきまして事務局よりご説明がありまして、その方針に基づいて計画した23年度の測定計画については、その内容が適当であるということで、事務局案のとおりとすることとして議決しております。

なお、平成17年から本年22年までで実施した調査により調査地点が県内を一巡してありますことから、平成23年から28年度にかけてはさらに一巡する計画となっております。平成23年度は県内の公共用水域31地点、地下水6地点、土壌42地点の測定を計画しております。

以上、水質部会のほうからご報告です。

○海田会長 どうもありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご質問がございましたらお願いいたします。

「なし」の声

○海田会長 それでは次に、温泉部会、宮本部会長職務代理者から温泉部会報告をお願いいたします。

○宮本温泉部会長職務代理者 温泉部会長職務代理者を務めております宮本でございます。本日、部会長は所用により欠席しておりますので、かわりに部会の結果について報告させていただきます。

それでは、資料ナンバー5をごらんください。温泉部会では、温泉に関する事項の審議を

行うこととなっております。今回報告するのは、平成23年1月24日の審議結果についてです。

初めに、温泉掘削許可申請案件について、株式会社新鉛温泉、整理番号1-1、湯川中の湯温泉組合、整理番号1-2及び地熱エンジニアリング株式会社、整理番号1-3について諮問があり、その内容を検討したところ、既存の温泉の湧出量、温度等に影響を与えるものでないと認められましたので、いずれも許可相当と答申しております。

次に、動力装置許可申請案件については、高橋幸輝、整理番号2-1について諮問があり、その内容を検討したところ、既存の温泉の湧出量、温度等に影響を与えるものではないと認められましたので、許可相当と答申しております。

温泉部会からの報告は以上です。

○海田会長 ありがとうございます。何かご質問がございましたらお願いいたします。

「なし」の声

4. そ の 他

○海田会長 ございませぬようでしたら、それでは次、4番目のその他に移ります。ここでは事務局から諸般の報告、説明などがあります。

まず、平成23年度当初予算の概要について、お願いいたします。

○成田環境生活企画室企画課長 環境生活企画室の成田でございます。資料ナンバーの最後の6でございますけれども、A4、3枚物の資料でございますが、これに基づきまして平成23年度の当初予算についてご説明をさせていただきます。失礼ですが、着席させていただきます。

時間が押しているようでございますので、簡単に説明させていただきます。まず、資料の1ページ目でございますけれども、平成23年度予算につきましては今の2月議会に案として提案しているものでございます。ご案内のとおり骨格予算編成となるものでございますので、継続事業を中心にした編成というふうになっておるところでございます。予算額につきましては、表がございまして、84億7,000万円余の予算額でございまして、平成22年と比べますと10億円余の減額となっているものでございます。

主な事業につきましては、その下に記載がございまして、1ページ目はいわゆる生活分野でございまして、環境分野につきましては2ページ目、裏面のほうをごらんいただきたいと思います。ローマ数字のV番からVII番までの3項目につきましてでございますが、まずV番の

地球温暖化対策の推進、冒頭のところに説明文2行ほどございますが、県民一人ひとりの行動やあらゆる主体の参画を促すという点と、再生可能エネルギーの導入促進という2つの点で取り組んでいくこととしてございます。行動参画の促進につきましては、その下に四角が4つほどございますが、1番目と2番目と4番目でございますが、さまざまなキャンペーンの実施によります県民運動の推進、あるいは地域や家庭での取組を促進するためのわかりやすい普及啓発の推進、さらには一番下でございますが、いわて環境王国展の開催などによります環境行動の促進、あるいは環境学習の支援といったものに取り組んでいくこととしてございます。また、再生可能エネルギーの導入促進につきましては、3つ目の四角でございますが、導入に対する補助事業等の支援あるいは導入促進のための情報提供などの普及啓発、こういったものを行うこととしてございます。

VI番の循環型社会の形成でございますが、こちら説明文にございましており廃棄物の発生抑制あるいは循環利用、それから適正処理という視点でございますけれども、発生抑制、循環利用につきましては、1つ目の四角でございますが、ごみ減量化、リサイクルの促進に向けました県民運動の展開、こちらは新たな形で4月から取り組んでいくということで今準備を進めているところでございます。また、産廃Gメン等によります監視指導、あるいは関連する制度の適切な運用によります優良事業者の育成、こういったものに取り組みますとともに、産廃処理施設の適切な運営というものを図ってまいりたいと考えているところでございます。県境不法投棄現場につきましては、24年度までの原状回復ということで計画的な処理を進めてまいるところでございます。

VII番の多様で豊かな環境の保全でございますが、こちら大きく分けまして自然環境と大気・水質環境ということになりますけれども、自然環境につきましては1つ目と2つ目でございます。クマ、シカ等の野生動物との共生に向けまして、生息地調査あるいは保護管理対策を進めますとともに、イヌワシ等の希少野生動植物の保護対策に取り組んでまいりたいと考えてございます。また、人と自然とのふれあいということでございますが、早池峰等の自然公園につきましては、マナー向上対策あるいはそういったふれあい施設の整備、そういったものに取り組んでいくこととしてございます。また、大気・水環境につきましては、汚染状況の継続的な把握と監視・指導の実施、あるいは地域でそういう活動に取り組んでいらっしゃる方々の取組を顕彰する、ないしはそういう団体が交流する場のフォーラムなどを開催する、そういった形で支援をしてまいりたいと考えているところでございます。北上川の清流化につきましては、現在の確実な坑廃水処理の実施というものを引き続き行ってまいりま

す。また、環境コミュニケーションの推進ということで、住民に対する情報提供あるいは相互理解の推進ということで、企業の方がやられております環境報告書の作成、こういったものをサポートいたしまして環境コミュニケーションの推進を図ってまいるといこととしていているところでございます。

以上、概要でございまして、詳しい資料がまたその次のページ以降にございますので、こちらは後ほどごらんいただければ幸いです。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○海田会長 ただいまの説明につきまして、何かご質問がございましたらお願いします。一番減ったのは何が減っているのですか、かなり予算減っていますが。

○成田環境生活企画室企画課長 5ページでございますけれども、中ほどに県境不法投棄現場環境再生事業費ということで三角の7億7,600万というのが見えるわけですが、これが額としては一番大きい減でございます。

○海田会長 そのほか何か質問ございましたら。よろしいですか。

「はい」の声

○海田会長 それでは、委員の方で何かご意見がございましたら、全般で結構です。

はい。

○生田委員 意見ではございませんが、せっかく廃棄物処理計画の策定にかかわった皆様、そして審議会委員の皆様は何としてもぜひ一回は、策定していただいた皆様にその廃棄物現場を見ていただきたいというふうに思うのです。できれば現地に行っておいとか、そういうのもかいでいただいて、ああ、こういうことでこうだったのだなということ認識していただきたいなと思うのですが、それについてはそういうことも予算化というのは無理なものでございましょうか。

○海田会長 見学会を企画していただきたいということなのですが、事務局、どうですか。

○吉田資源循環推進課総括課長 委員の先生方、廃棄物のこの計画に尽力いただきまして本当に、そして実際にその県境現場、中澤先生は何回もごらんいただいていると思いますけれども、そういうご要望であれば、ぜひともそういった企画も考えていきたいと思ひます。

○海田会長 そのほか委員の皆さんで何かご意見とか、ここで言っておきたいということがございましたら。

「なし」の声

○海田会長 それでは、以上をもちまして議事を終了させていただきます。ご協力ありがと

うございました。

5. 閉 会

○稲葉副部長兼環境生活企画室長 それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了させていただきます。委員の皆様、ご審議ありがとうございました。